



詳しくはこちら

母子保健係

RSウイルスワクチンが定期接種になりました

4月1日からRSウイルス(母子免疫)ワクチンが定期接種になりました。妊婦が接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、出生時からRSウイルスに対する予防効果を得ることができます。



RSウイルスワクチンについてはこちら

対象者
接種時点で妊娠28週0日～36週6日の妊婦
※接種後14日以内に生まれた乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している場合は医師に相談してください。

ワクチンの種類

母子免疫ワクチン(ファイザー社の組換えRSワクチン：アブリスボ®)

接種できる医療機関

指定医療機関(町ホームページをご確認ください。)

※指定医療機関以外で接種を希望する場合は、事前に手続きが必要です。健康・保険課までご連絡ください。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。



町ホームページはこちら

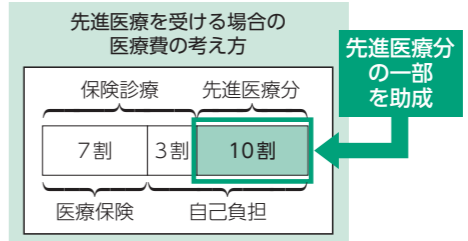
母子保健係

生殖補助医療にかかる費用を助成します

体外受精や顕微授精などの生殖補助医療の、先進医療分の一部を助成します。

先進医療とは
現在保険適用に向けて研究が行われている治療法で、費用は自費(10割負担)となるため、治療を受ける人の費用負担が大きくなります。

補助上限額
5万円
詳しくはこちら



国保・年金係
熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

国民年金保険料の学生納付特例制度をご存知ですか

所得の少ない学生が、国民年金保険料の納付を猶予できる制度です。保険料を納めることが経済的に困難な時は、学生納付特例を申請しましょう。

対象者
大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の

【所得の基準】
128万円+(扶養親族などの数×38万円)

申請場所
健康・保険課または、近くの年金事務所

必要書類
①年金手帳または基礎年金番号通知書
②在学期間が分かる学生証(有効期限、学年、入学年月日の記載など)または在学証明書

- ③顔写真付身分証明書(写真なしの身分証明書の場合は2種類必要)
- ④失業などの理由で申請を行う場合は、離職票などの失業した事実が確認できる書類

注意事項
●申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。
●承認期間は、4月～翌年3月の1年間です。
●却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります。
●4月～令和9年3月分までの申請は、4月から受け付けを開始しています。
●学生納付特例制度の申請は、申請の時点から2年1カ月前の月分までさかのぼることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などが受け取れない場合があります。

日本脳炎の予防接種はお済みですか

健康増進係

母子健康手帳で接種履歴を確認し、日本脳炎の接種回数が不足している場合は接種しましょう。

接種医療機関
町予防接種だよりに掲載しています(事前に予約が必要です)。

持参するもの
母子健康手帳、予診票*
※予診票の交付が必要な人は、母子健康手帳を持参し、健康・保険課で申請してください。

	接種対象年齢	回数
第1期初回	生後6～90カ月	2回
	(7歳6カ月に至るまで)	1回
第2期	9歳以上13歳未満	1回
※特例措置	平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ(20歳未満までの間)	1～4回(過去の接種回数に準じた残りの回数)

※平成17年の積極的な接種勧奨の差し控えで、接種が受けられなかった人の接種機会を確保するためのものです。

熱中症に気をつけましょう

健康増進係

熱中症警戒アラートの活用を

熱中症予防には、事前の情報収集も重要です。その手段の一つとして、熱中症警戒アラートがあり、熱中症の危険性が極めて高いと予想される日(暑さ指数*33以上)の前日や、当日早朝に発表されます。

また、過去に例のない危険な暑さが予想される日の前日は、熱中症特別警戒アラートが発表されます。熱中症警戒アラートが発表された日は、積極的に熱中症対策をしましょう。

※暑さ指数とは、湿度・周囲の熱環境・気温の3つを取り入れた指標のことです。

クーリングシェルターの活用を

熱中症特別警戒アラートが発表されたら、涼しい場所へ避難してください。危険な暑さから身を守る場所として、町が指定したクーリングシェルターを10月21日まで開放していますので、ご利用ください。



町ホームページはこちら

社会保険に加入した場合、国保から脱退するための届け出が必要です。国民健康保険税と職場の健康保険料を二重に支払ってしまうことがあります。早めの手続きをしましょう。

国保から脱退する人

- 退職した会社などからの「健康保険等資格喪失証明書」
- 窓口に来る人の身分証明書

退職日から14日以内に手続きしてください。届け出が遅れると社会保険の資格喪失日までさかのぼって課税されます。早めの手続きをしましょう。

必要書類

●退職した会社などからの「健康保険等資格喪失証明書」

●窓口に来る人の身分証明書

国保に加入する人

国民健康保険(国保)は74歳までの人で社会保険の被保険者とその扶養者を除く全ての人が入る制度です。社会保険に入っていない人は国保に入る必要があります。

国保に加入・脱退するときは、届け出が必要です。

国保の加入・脱退の届け出は忘れずに

国保・年金係

税務課 住民税係 ☎096(232)4911

必要書類

- 新しい保険の資格取得日、保険者名、記号・番号が分かるもの(脱退する人全員分)
- 窓口に来る人の身分証明書

オンラインでも手続きできます



手続きはこちら

社会保険に加入できますか?

事業所勤務の人は社会保険に加入できないか確認してください。

社会保険の被扶養者になれる人

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、その被扶養者になれることがあります。勤務先に相談してください。

所得の申告を忘れずに

国保加入者は所得の申告が必要です。申告をしないと、国保税の軽減が受けられない、医療費の限度額申請時の判定が正しくできない場合があります。申告していない人は税務課へご相談ください。